

告示・特記仕様書の記載例

1 告示等の記載例

告示等に以下事項を記載すること。

「1 入札に付する事項」に以下を追記する。

(番号) 留意事項

本工事は、「週休2日を確保する工事」の対象工事である。

2 特記仕様書の記載例

特記仕様書に以下事項を記載すること。

○ 月単位の週休2日設定工事の実施について

1 本工事は、月単位の「週休2日を確保する工事」の対象工事である。

2 受注者が月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工を行わなければならない。

3 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。

対象期間は、契約期間内において工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

4 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

5 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月はその月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

6 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

7 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

(1) 受注者は、週休2日の計画工程表を工事工程表に添付し発注者へ提出する。

(2) 受注者は、実施結果を関係書類（日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）により発注者へ報告する。

8 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合は、受注者は協力するものとする。

9 当初予定価格から、月単位における4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

10 現場の閉所状況に応じて、補正係数を、労務費、共通仮設費率、現場管理費率に乗じる。
なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

(1) 現場の閉所状況

上記5に示した現場の閉所状況を達成した場合

(2) 補正方法

当初予定価格では、月単位の4週8休の補正係数を各経費に乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合、補正を減ずる設計変更をする。

ただし、根室市週休2日設定工事実施要領においては、工事着工前に取組を協議することとしており、設計変更の可否は、その協議により定めた取組内容（月単位の週休2日）に対して判断する。

よって、結果的に履行状況が、当初協議した取組内容を上回る場合であっても、それに係る経費の補正は行わない。

【補正係数】

4週8休以上（月単位）

- ・ 労務費 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 1. 0 1
- ・ 現場管理費率 1. 0 2

11 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期に影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内での期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。